

社会福祉法人南知多町社会福祉協議会役員等の報酬及び 費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南知多町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償ならびにその方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、会長が会議を招集し、その会議に出席した役員等に対し1回当たり 3,000 円を支給する。

(支給方法)

第3条 報酬はそのつど、その役員等の預金口座に振込み支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

(旅費の支給)

第5条 旅費は、役員等がその業務を行うための会議に出席し、又は職務を行うために旅行したときに支給する。

2 旅費の種類は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃及び宿泊料とする。

3 前項の旅費の額は、旅費規程の規定を適用する。

4 旅費の支給方法は第3条に準用する。

5 自動車による町内の旅行をした場合は、車賃相当額として 200 円（通算した旅程が4キロメートル以上の場合）を支給する。

6 旅費の支給運用は南知多町社会福祉協議会旅費規程に準ずる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程によるものは、施行の日以後に行われる行為から適用し、施行日の前になされたものは、この規程にかかわらず、改正前の役員及び職員の給与及び旅費に関する規程の規定による。

(規程の廃止)

- 3 社会福祉法人南知多町社会福祉協議会役員及び職員の給与及び旅費に関する規程（平成18年4月1日施行）は、廃止する。